

統計委員会タスクフォース精査結果報告書

－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応－
(令和4年1月14日統計委員会企画部会対応精査タスクフォース)(抄)

第3 評価と求められる今後の対応

II 求められる今後の対応

1 評価結果から判明した課題

(略)

国民の共有財産であり、社会の情報基盤である公的統計においては、今回のような誤りを認識し得る端緒情報がありながら対応が遅れる事態は許されず、そういったことが生じるような環境は放置できない。政策統括官室は、これまで長年にわたり公的統計の制度を担い、各府省の統計部局の中核として活動してきているが、近年では、従来以上に統計の品質に対する関心や要求水準が高まっており、そのような変化に適応して組織としての能力向上や意識改革が求められる。政策統括官室は、同様の問題発生の防止に向けて、今回の精査により判明した課題を踏まえ、統計作成府省と連携して公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要がある。

その際には、品質の高い統計を作成することは統計作成官庁の最重要の責務であり、政策統括官室はその取組を制度面や専門的見地から支援する役割を担うとの前提の下、全府省の統計作成部局、統計幹事、分析審査官にも積極的かつ率直な対応を求めながら、これまでの公的統計の品質確保及び信頼向上の取組を、その実施状況や効果を把握しつつ、十分に活かしていくべきである。

近年における公的統計プロセスの改善に向けた取組は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の令和2月6月の改訂において毎月勤労統計調査における不適切問題を踏まえた検証と復元等の取組が反映され、政府全体の工程表に基づいて着実に進められてきた。その中には、新たな取組として、統計作成業務における重大発生を予防する「統計作成プロセス診断」、誤り発生時の「対応ルール」の徹底、各府省に配置された統計分析審査官による分析的審査の実施などの「統計の品質確保のための取組」などが含まれている。しかし、このような取組は、現在は未だ趣旨の浸透の途上にあり、本格的に効果を表すまでに至っていないものもある。今後、政策統括官室は、このような取組をさらに加速するとともに、問題事案の早期発見及び発生防止に資するため、全府省を交えて双方向のコミュニケーションのより一層の円滑化に努めつつ、各府省の統計作成に対する助言・支援を強化すべきである。

2 早期に具体化すべき取組

(略)

3 今後の検討課題

1に掲げた課題の解決に向けた取組についても、新たな仕組みの設計や人材の育成と確保等が必要となるものが少なくない。このため、今後、統計委員会において行う予定である、国土交通省における検証結果も踏まえた精査や、統計委員会が行う「統計リソ

一スの重点的な配分に関する建議」、令和4年度を目途に策定が予定されている「公的統計の整備に関する基本的な計画（第IV期）」等において、その具体化を図ることが重要になる。

こういった統計委員会における活動で活用するため、タスクフォースが実施した書面審査やヒアリングにおいて政策統括官室職員等から提言された検討課題、及びその後タスクフォースメンバーの議論で掲げられた課題を参考記録として以下に示す。

今後の統計委員会の議論の中で、さらに課題が追加され、改善の取組が充実かつ実効化することを期待する。

- ① 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現

政策統括官室の全職員が、各府省の「統計公表数値の誤り」や「統計マイクロデータの消失」が、「統計公表ができなくなること」と同様にトップレベルのリスク事象であるという意識を共有すること、また、各府省の統計部局の中核的立場を担う者として、トップレベルのリスク事象の発生、またはその可能性に気づいた場合、そのリスク事象に立ち向かう責任を自覚し、平常業務とは異なる特別なリスクマネジメントを確実にを行う仕組みが必要である。

- ② 見える化状況検査¹の再開とその活用

各府省の統計調査の質（精度等）に関する情報公開の標準化を推進し、質に対する各府省の関心を高めるとともに、ユーザビリティを向上し、また、どの統計の公表数値の精度などに問題があるかを総務省政策統括官室から見える化し、どの統計調査に対して重点的な技術的サポートを行うべきかを判断できる仕組みが必要である。

- ③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化

令和3年11月から試行を開始した総務省統計監理官による各府省の統計作成プロセス診断において用いられる「統計作成プロセスに対する要求事項」について、今回事案と類似するリスクを診断で検出し、リスク表出化を未然防止できるようにブラッシュアップすることが有効と考える。

- ④ 既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化

政策統括官室による公的統計におけるリスク事象の回避を意識したリスクベース審査や、総務省公的統計の中核4機関（政策統括官室、統計局、統計研究研修所、（独）統計センター）による統計作成プロセスに関するサポート体制の有効活用に向け、各府省に働きかけを行うなど、実効性をより高めるべきである

- ⑤ 政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

質の高い統計を作成するには、統計学、情報システムなど公的統計に必要とされる

¹ 総務省において、各統計調査の精度に関する情報の公表状況を共通の基準により検査するもので、具体的には、「標本設計」、「調査方法（データ収集方法）」、「集計・推計方法」、「標本誤差」、「非標本誤差」及び「他統計との比較・分析」の6項目について、各府省のHPにおける公表状況を4段階で評価するものである。各機関統計調査について平成29年11月に統計委員会に報告され、その後、30年3月及び31年2月にフォローアップ検査が行われた後、統計委員会の建議（「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月））を踏まえ、元年6月には一般統計の検査（検査項目は5項目）も実施した。

様々な知識・経験を有する多様な人材を質・量ともに確保することが必要である。

統計人材の確保・育成については、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会)では、今後の公的統計作成については、原則として「統計アナリスト」、「統計アナリスト補」といった有資格者が中心となるべきことが示されている。今回の事案の分析を基に、これら有資格者が質の高い統計作成を行っていくとともに、誤った統計を作成しない力量や倫理感を育成する必要がある。統計の基本的知識の理解を高め、統計に関する意識等を向上していくための研修を実施するなどにより、全府省の職員において、また、統計の実査を担当する地方公共団体の職員においても、その力量等の体系的育成を加速すると共に、①～④の課題への取組を実効性あるものとするためにも、公的統計の作成・アドバイスのみならず政策統括官室による審査業務にも有資格者が含まれる体制の確立を目指すことが有用と考える。

また、政策統括官室と各府省及び地方公共団体との間の連携、官民交流及び官学交流を強化し、円滑な情報流通を確保するため、既に進められている総務省職員の統計分析審査官としての派遣など、各府省・地方公共団体の統計部門との間の人事交流を促進する必要がある。

(注) 下線は、本資料の作成に際して加えたもの